

平成二十二年二月十六日提出
質問第一二二三号

検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子
法務大臣の見解に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子

法務大臣の見解に関する第三回質問主意書

本年一月二十二日付東京新聞に、「内部告発直前に逮捕、服役し出所 三井元大阪高検公安部長 本紙に語る 『検察、まだ自民と一体』 小沢氏周辺捜査 『裏金追及で反撃せよ』」との見出しで、元大阪高等検察庁公安部長の三井環氏が、検察庁における裏金問題について発言した記事（以下、「東京記事」という。）が掲載されている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七四第九二号）及び「前々回答弁書」（内閣衆質一七四第四七号）を踏まえ、再度質問する。

一 週刊朝日二月十二日発売号の二十二頁から二十四頁にかけて、「暴走検察 子ども“人質”に 女性秘書 『恫喝』十時間」との見出しの、ジャーナリストの上杉隆氏による論文（以下、「上杉論文」という。）が掲載されている。右に対し本年二月三日、東京地方検察庁の谷川恒太次席検事は、「上杉論文」は事実でないとする抗議文（以下、「抗議文」という。）を週刊朝日の山口一臣編集長に出している。前回質問主意書で、検察庁として、週刊朝日に「抗議文」を出す一方で、「東京記事」に関しては三井氏本人、東京新聞に対して何の抗議もしないというのは、明らかに矛盾しており、公平性に欠けているのでは

ないかと千葉景子法務大臣に問うたところ、「前回答弁書」では「一般論として申し上げれば、検察当局において、それぞれの事案及び報道内容に応じて、適切に対処しているものと承知している。」との答弁がなされているが、当方が問うているのは一般論ではない。週刊朝日と東京新聞及び三井氏という特定の事例に対する検察庁の対応が、あまりに公平性を欠き、矛盾しているのではないかという点である。本年二月十二日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七四第七四号）で明らかにされている様に、「国政の運営を、官僚主導・官僚依存から、政治主導・国民主導へと刷新すること」を標榜している民主党に所属している国会議員である千葉大臣においては、法務官僚の掌に乗せられ、意のままに操られることなく、右の点について自身の見解を明らかにすることを再度求める。

二 「東京記事」には、「検察はまだ、前の政権与党だった自民党と一体になっている。民主党政権が、取り調べ可視化など検察にとって都合が悪いことをしようとしているから、排除するという考えだ」、「私が逮捕される直前、新聞紙上で検察の裏金問題を実名告発した後、参考人として国会で証言し、検事バツジを外す一とのスケジュールが既に出来上がっていた。逮捕当日は、新聞報道の後にテレビで報じるという約束でジャーナリストの鳥越俊太郎氏の取材を受ける予定だった。逮捕は、組織を守るための明らか

口封じだ」との、検察庁を激しく非難する三井氏の発言が掲載されている。前々回質問主意書で、右に對して千葉大臣はどのような見解を有しているか、右が事実ならばそれについて同庁を徹底調査する考えはあるか、事実でないならば同庁の権威、名誉を傷つけた同氏に對して抗議を行う考えはあるかと問うたところ、「前々回答弁書」では「個々の報道に関し、政府として、答弁することは差し控えるが、これまで累次の質問主意書に對する答弁書で述べたとおり、一般論として申し上げれば、検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に事件を処理しているものと承知している。」との答弁がなされている。前回質問主意書で、右答弁は、「東京記事」にある三井氏の発言が事実か否かを明らかにすることも、三井氏に對して抗議することも、検察庁として考えていないということか、千葉大臣の説明を求めたところ、「前回答弁書」でも「前回答弁書（平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第四七号）三から六まで及び十二から十六までについて述べたとおりである。」との答弁がなされているのみである。右は、千葉大臣として、右で挙げた「東京記事」にある記述は事実でないと認識しているものと理解して良いか。千葉大臣に確認を求める。

三 千葉大臣として二で触れた「東京記事」にある記述が事実でないと認識しているのなら、事実でないこ

とを報道した週刊朝日に対して、検察庁が「抗議文」を出したのと同様に、東京新聞及び三井氏に対しても何らかの抗議を行うべきではないのか。千葉大臣の見解如何。

四 「東京記事」には、「検察内部には『風を吹かす』という言葉があり、情報をリークして世論を味方につけることもある。」との、検察庁を激しく非難する三井氏の発言が掲載されている。前々回質問主意書で、右は事実か、右が事実ならばそれについて同庁を徹底調査する考えはあるか、事実でないならば同庁の権威、名誉を傷つけた同氏に対して抗議を行う考えはあるかと問うたところ、「前々回回答弁書」では「個々の報道に関し、政府として、答弁することは差し控えるが、これまで累次の質問主意書に対する答弁書で述べたとおり、一般論として申し上げれば、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。」との答弁がなされている。前回質問主意書で、右答弁は、「東京記事」にある三井氏の発言が事実か否かを明らかにすることも、三井氏に対して抗議することも、検察庁として考えていないということか、千葉大臣の説明を求めたところ、「前回回答弁書」では「前回回答弁書（平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第四七号）七から十一までについて述べたとおりである。」との答弁がなされているのみで

ある。右は、千葉大臣として、右で挙げた「東京記事」にある記述は事実でないと認識しているものと理解して良いか。千葉大臣に確認を求める。

五 千葉大臣として四で触れた「東京記事」にある記述が事実でないと認識しているのなら、事実でないことを報道した週刊朝日に対して、検察庁が「抗議文」を出したのと同様に、東京新聞及び三井氏に対しても何らかの抗議を行うべきではないのか。千葉大臣の見解如何。

六 「前回答弁書」にある答弁を見ても、千葉大臣はじめ加藤公一法務副大臣、中村哲治法務大臣政務官の政務三役は、前政権同様、自らの頭で質問に対する答弁を考えず、官僚の言うがまま、答弁を決めているものと思料する。右三役は、一で挙げた「国政の運営を、官僚主導・官僚依存から、政治主導・国民主導へと刷新すること」とする民主党の方針に反し、我が国の国益を損なっているものと考えるが、鳩山由紀夫内閣総理大臣の見解如何。

右質問する。